

## サークル結成とその基準

令和4年3月14日  
山形大学学生委員会

### (サークル)

- 1 本基準において定めるサークルとは 本学の公認を目的として結成された団体であり、かつ、次の各号を満たした団体のことをいう。
  - (1) 構成員は以下のとおりであること。
    - ア 本学学生が5名以上であること。非正規生（科目等履修生，研究生，特別聴講学生）及び短期留学生は構成員数に含めてはならないが，サークル活動に参加することを妨げない。
    - イ 留学，休学，停学中の者は，その期間構成員には含めない。
  - (2) 本学の専任教員が顧問教員として，サークルの運営，指導を行っていること。
  - (3) 会則が制定されていること。
  - (4) 当該サークルの役員は，他に2以上のサークルの役員に就いていないこと。
  - (5) サークル結成時及びサークル活動を継続する上で，既存サークルと同様の目的，活動を行わないこと。
  - (6) スポーツ等の運動を目的とするサークルにおいては，各キャンパスで実施する応急手当講習又はそれに準じた講習に構成員1名以上が毎年参加していること。
- 2 サークルは，結成後次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 本学諸規則を遵守すること。
  - (2) 特定の政党を支持し，又はこれに反対するための政治活動を行わないこと。
  - (3) 特定の宗教のための宗教活動を行わない団体であること。
  - (4) 既存サークルの活動に支障を及ぼさないこと。

### (登録サークル)

- 3 学生が，新規にサークルを結成するときは，サークル結成に必要な書類を作成し，届け出るものとする。ただし，サークル結成の登録を届け出てから1年未満のサークルは，本学の公認サークルとせず，登録サークルとして取り扱うものとする。ただし，登録を届け出てから2年以内に公認を得るための手続きを行わない場合，登録サークルとしての取り扱いを廃止する。

### (公認)

- 4 学生が，サークル結成の登録を届け出てから1年以上の活動を経て本学の公認を得るときは，必要な書類を作成し，許可を得るものとする。
- 5 本委員会は，次の各号に該当するかを審議し，承認を得た後，学長に報告するものとする。
  - (1) 知・徳・体の調和のとれた人間力を養うことを含む課外活動であると判断されること。
  - (2) 組織が確立し，明確な目標を持ち，計画的な活動が行われていると判断されること。
  - (3) 第2項各号に反していないと判断されること。

### (継続)

- 6 サークルは，活動を継続するとき，毎年4月末日までに継続に必要な書類を作成し，届け出るものとする。

- 7 期限までに届け出ないサークルは、廃止とみなす。ただし、サークル結成の登録を届け出してから3月末日時点で1年未満の登録サークルに限っては、これによらない。
- 8 新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に新しい構成員を確保することができていない場合、構成員数5名未満のサークルにおいても継続申請を認めることとする。ただし、本条項は令和3年度以降の継続手続きにおいてのみ適用し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、継続について本委員会では審議の上、決定する。

(変更)

- 9 サークルは、提出している書類に変更が生じたとき、その都度訂正の書類を作成し、届けるものとする。ただし、公認サークルが結成の目的を変更する場合に限り、必要な書類を作成し、許可を得るものとする。この場合、本委員会において審議し、承認を得た後、学長に報告するものとする。

(キャンパス長)

- 10 キャンパス長は、所管するキャンパスにおけるサークル及び課外活動について管理する。

(顧問教員)

- 11 顧問教員の役割は次の各号に定める。
  - (1) 活動方針・計画に関する指導・助言
  - (2) 運営に関する指導・助言
  - (3) 安全管理に関する指導・助言
  - (4) 活動中における緊急時の対応
  - (5) 各種手続き書類の確認
  - (6) その他サークルの運営に必要な指導・助言等

(処分)

- 12 サークル活動及びサークルの懇親会（サークルの懇親会と思われるものを含む）等において、次の各号に該当する行為を行ったときは、サークルに対する処分等を行う。
  - (1) 懇親会等で、飲酒の強制が行われたとき及び未成年を含めた飲酒が行われたとき。
  - (2) 暴力行為、詐欺行為、危険行為等を行ったとき。
  - (3) 社会通念上、他者に対して著しい迷惑行為を行ったとき。
  - (4) 大学諸規則に違反したとき。
  - (5) 第2項各号に反したとき。

(処分の内容)

- 13 処分の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 停止 一定の期間、サークル活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。
  - (2) 廃止 公認サークル又は登録サークルとしての資格を取り消す。

(停止の期間)

- 14 第13項1号における停止の期間は無期又は有期とし、無期の停止とは、期限を付さずに命じる停止をいい、有期の停止とは、3月以内の期限を付して命じる停止をいう。

(処分以外の措置)

- 15 キャンパス長は、第13項に定める処分のほか、サークルに対して嚴重注意を行うことができる。嚴重注意を行った場合、速やかにその旨を委員長に報告しなければならない。

(処分の量定)

- 16 処分の量定は、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性、重大性を総合的に判断して決定する。
- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
  - (2) 故意又は過失の別及びその程度
  - (3) 過去の非違行為の有無
  - (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

(事案の報告)

- 17 サークルにおける第12項各号いずれかに該当する行為又は該当すると思慮される行為があった場合、キャンパス長は速やかに委員長に報告しなければならない。

(活動謹慎)

- 18 サークルは、第12項各号いずれかに該当する事実が明らかになってから処分が決定されるまでの間、活動を謹慎しなければならない。

(事実の調査)

- 19 キャンパス長は、サークルによる事件事故が第12項各号いずれかに該当する行為と思慮するとき又は委員長から指示を受けた場合には、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行わなければならない。

(調査の報告)

- 20 キャンパス長は第19項の事実調査を行ったとき、調査終了後、調査内容等を明記した報告書を作成し、委員長に提出しなければならない。

(処分の決定)

- 21 委員長は、第20項の報告書に基づき本委員会で審議の上、処分の要否及び処分の内容を決定する。

(処分の通知)

- 22 処分は、委員長が処分を受けるサークルに対して、処分通知書を交付して行う。

(処分の効力)

- 23 処分の効力は、処分通知書を交付したときから発生するものとする。

(処分の期間)

- 24 処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。

(停止期間の短縮及び解除の申し出)

- 25 キャンパス長は、サークルの反省の度合い等を勘案し、委員長に無期の停止の解除又は有期の停止の短縮を申し出ることができる。

(停止期間の短縮及び解除の決定)

26 委員長は、キャンパス長からの申し出に基づき、本委員会で審議の上、処分の解除時期又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期の停止の解除時期は、停止の開始の日から起算して3月未満の日とすることはできない。

(停止期間中の指導)

27 キャンパス長及び顧問教員は、停止期間中のサークルに対して定期的に面談等を行い、指導を行わなければならない。

(処分を受けたサークル構成員による新規サークルの結成)

28 処分を受けたサークル構成員は、次の期間、同一又は類似するサークルを新規に結成してはならない。

- (1) 第12項各号いずれかの事案が発生した日から処分が決定するまでの期間
- (2) 処分が停止のときは、処分が終了するまでの期間
- (3) 処分が廃止のときは、処分が決定された日から1年間